

看護職員の負担軽減および処遇改善に関する取り組み事項

看護職員の負担軽減および処遇改善に関する体制

- ・看護職員の負担軽減および処遇改善に関する他職種からなる委員会の設置
- ・看護職員の勤務状況の把握(勤務時間、残業時間、夜勤に関する配慮 等)
- ・看護職員の負担軽減および処遇改善に関する計画(計画策定、職員に対する計画の周知)

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する具体的な取り組み事項

看護職員と他職種との業務分担

薬剤師：入院時、持参薬の確認・処方 等

放射線技師・臨床検査技師：検査同意書や問診の聴取、医療機器点検 等

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

(嚥下訓練の実施、食事の見守り・リハビリ・移乗の介助・動作確認・動作指導 等)

管理栄養士：患者の状態に合わせた食事、疾患別の食事・配膳・食事見守り 等

臨床工学技士：病棟透析におけるサポート業務・医療機器の管理 等

入院事務の配置

入院会計、医療費関連の説明 等

看護補助者の配置

資材の在庫管理・発注、事務作業・看護師の指示のもと行う補助業務 等

妊娠、子育て中の看護職員に対する配慮

妊娠、出産における休業制度：休暇、休業制度の運用

夜勤の低減：妊娠中や子育て中の職員に対して夜勤数を減らす

休日勤務の低減：子育て中の職員に対して休日勤務を減らす

正職員としての時短勤務採用：産休や育休の期間、正職員として時短勤務が可能

職員の対する取組周知

経営会議(部署代表)における周知

院内掲示における周知